

医 政 第 1017 号
令 和 4 年 9 月 1 日

長寿社会課総括課長 様

医療政策室長

令和4年度 HIV 感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業

「支援チーム派遣事業」の実施について

このことについて、公益財団法人エイズ予防財団から別添のとおり通知があり、当県ではエイズ中核拠点病院である岩手医科大学附属病院が本事業を実施することとなりましたので、訪問看護、訪問介護事業所等及び居宅介護事業所等関係機関への周知についてよろしくお願ひします。

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、病院の方針及び体制の範囲内での実施となる旨、御了知願ひます。

記

1 支援チーム派遣要請方法

- (1) 支援チームの派遣を必要とする在宅医療機関等は、財団のホームページを参照し、財団に支援チーム派遣を要請する。(様式2 押印は不要)
- (2) 財団が提出された派遣要請書の写しをエイズ中核拠点病院へ転送、支援チーム派遣の調整を行う。
- (3) エイズ中核拠点病院が在宅医療機関等へ連絡し、支援内容等について、詳細な打ち合わせを行う。→支援チームの派遣

2 その他

詳細はエイズ予防財団のホームページを参照のこと

<https://api-net.jfap.or.jp/lot/supportTeam.html>

【担当】

感染症担当 菊池

TEL : 019-629-5417 FAX : 019-626-0837

E-mail : kei@pref.iwate.jp

公エ予040615号
令和4年6月14日

各都道府県エイズ対策担当部局 御中

公益財団法人エイズ予防財団

理事長 白 阪 琢 磨 (公印省略)

令和4年度 HIV 感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業
「支援チーム派遣事業」の実施について (依頼)

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当財団事業の実施につきましては、平素からご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当財団では、厚生労働省の委託を受け、HIV 感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業を実施しておりますが、同事業には、在宅医療・介護における対応困難な事例に対応する医師等を支援するため、エイズ中核拠点病院から支援チームを派遣することが含まれております。

つきましては、当該派遣事業にご協力いただきたく、別添「実施要項」により管内の中核拠点病院とご検討のほど、お願い申し上げます。

なお、事業実施の可否につきまして、7月29日(金)までに当財団宛てご連絡いただきたく、併せてお願いいたします。



《本件照会先》
エイズ予防財団事務局 (担当：山崎)
電話：03-5259-1811
e-mail：yamazaki@jfap.or.jp

HIV感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業

支援チーム派遣事業実施要項

1 目的

治療法の進歩により長期存命が可能となった HIV 感染者・エイズ患者（以下「患者等」という。）が直面する長期療養の問題に対応するため、在宅医療・介護を行う医療機関等に支援チームを派遣し、在宅しながら安心して医療・介護が受けられる環境の整備を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 概要

在宅医療・介護における困難な事例に対応する医療機関等の要請に基づき、エイズ中核拠点病院から3の(1)の支援チームを派遣し、患者等の治療の支援を行う。

(2) 派遣の要請

支援チームの派遣要請ができるのは、支援チームが設置されている都道府県に所在する医療機関等（病院（エイズ治療拠点病院を除く。）、診療所、訪問看護事業所、訪問介護事業所及び居宅介護事業所等をいう。以下同じ。）であって、以下のいずれかに該当する場合とする。

- ① 在宅医療・介護を行っている医療機関等が、患者等に対する医療・介護の提供に際し、引き続き在宅での療養を継続する上で支援を必要とする場合
- ② 近日中に患者等に対し在宅医療・介護を提供する予定のある医療機関等が、患者等の受け入れに際して支援を必要とする場合

(3) 支援チームの派遣

エイズ中核拠点病院は、医療機関等からの要請に基づき支援チームを派遣し、患者等に対する治療の支援を行う。

3 支援チームの設置及び設置中核拠点病院の公開

- (1) エイズ中核拠点病院は、医師、看護師及び相談員等で構成される支援チームを設置し、当該支援チームに係る情報をエイズ予防財団に登録する。

- (2) エイズ予防財団は、「支援チーム派遣事業設置中核拠点病院一覧表」を作成し、エイズ予防情報ネット（API-Net）において公開する。

4 経費等

以下の費用を、予算の範囲内においてエイズ予防財団が負担する。

- (1) 派遣委託費 1回につき 26,000 円

- (2) 派遣旅費 交通費実費

(自動車等による移動の場合、通常の経路による走行距離1キロメートル当たり 37 円を距離に応じて支払うものとし、1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。また、有料道路通行料及び駐車料金は、添付があった領収書により実費を支払うものとする。)